

報告第 8 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、和解について裏面調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 26 年 3 月 27 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

和解調書

専決処分年月日	相手方	事件の概要	和解の要旨
平成 26 年 2 月 18 日	足立区伊興在住者	(平成 26 年第 1 回足立区議会定例会報告第 1 号) 住宅使用料請求 1 未払使用料 1,462,900 円の支払 2 支払督促申立て手続費用 7,700 円の支払 3 訴訟費用の支払い(2を除く)	相手方は、足立区に対し、未納使用料合計額 1,554,100 円を分割により支払う。相手方が支払を遅滞したときは、足立区は本件住宅に係る使用承認を取り消すことができる。
平成 26 年 3 月 6 日	足立区竹の塚在住者	(平成 26 年第 1 回足立区議会定例会報告第 1 号) 建物明渡等請求 1 建物の明渡し 2 使用料相当額の未収金 2,804,810 円の支払 3 明渡しの日までの家賃相当額の支払 4 訴訟費用の支払い	相手方は、足立区に対し、平成 26 年 3 月 31 日までに本件建物を明渡すとともに、住宅使用料相当損害金として計 3,191,610 円を分割により支払う。
平成 26 年 3 月 6 日	足立区伊興在住者	(平成 26 年第 1 回足立区議会定例会報告第 1 号) 住宅使用料請求 1 未払使用料 602,200 円の支払 2 支払督促申立て手続費用 4,700 円の支払 3 訴訟費用の支払い(2を除く)	相手方は、足立区に対し、未納使用料合計額 694,100 円を分割により支払う。相手方が支払を遅滞したときは、足立区は本件住宅に係る使用承認を取り消すことができる。
平成 26 年 3 月 6 日	足立区関原在住者	(平成 26 年第 1 回足立区議会定例会報告第 4 号) 住宅使用料請求 1 未払使用料 3,695,320 円の支払 2 支払督促申立て手続費用 13,200 円の支払 3 訴訟費用の支払い(2を除く)	相手方は、足立区に対し、時効消滅援用分を除く未納使用料合計額 2,433,600 円を分割により支払う。相手方が支払を遅滞したときは、足立区は本件住宅に係る使用承認を取り消すことができる。